

妻木

2026年度収集カレンダー

燃えるごみ 指定ごみ袋
毎週 火・金 曜日

燃えないごみ 指定ごみ袋
毎月第2・4木 曜日

資源物
毎月第4水 曜日

11 日み取りの日
12 つくも責任
つかう責任

<p>2026年 4</p> <p>日 月 火 水 木 金 土</p> <p>1 2 3 4</p> <p>5 6 7 8 9 10 11</p> <p>12 13 14 15 16 17 18</p> <p>19 20 21 22 23 24 25</p> <p>26 27 28 29 30</p> <p>※29日は通常業務</p>	<p>2026年 5</p> <p>日 月 火 水 木 金 土</p> <p>1 2</p> <p>3 4 5 6 7 8 9</p> <p>10 11 12 13 14 15 16</p> <p>17 18 19 20 21 22 23</p> <p>24 25 26 27 28 29 30</p> <p>31</p> <p>※4・5・6日は通常業務</p>	<p>2026年 6</p> <p>日 月 火 水 木 金 土</p> <p>1 2 3 4 5 6</p> <p>7 8 9 10 11 12 13</p> <p>14 15 16 17 18 19 20</p> <p>21 22 23 24 25 26 27</p> <p>28 29 30</p> <p>※21・22・23日は通常業務</p>
<p>2026年 7</p> <p>日 月 火 水 木 金 土</p> <p>1 2 3 4</p> <p>5 6 7 8 9 10 11</p> <p>12 13 14 15 16 17 18</p> <p>19 20 21 22 23 24 25</p> <p>26 27 28 29 30 31</p> <p>※20日は通常業務</p>	<p>2026年 8</p> <p>日 月 火 水 木 金 土</p> <p>1</p> <p>2 3 4 5 6 7 8</p> <p>9 10 11 12 13 14 15</p> <p>16 17 18 19 20 21 22</p> <p>23 24 25 26 27 28 29</p> <p>30 31</p> <p>※11日は通常業務</p>	<p>2026年 9</p> <p>日 月 火 水 木 金 土</p> <p>1 2 3 4 5</p> <p>6 7 8 9 10 11 12</p> <p>13 14 15 16 17 18 19</p> <p>20 21 22 23 24 25 26</p> <p>27 28 29 30</p> <p>※21・22・23日は通常業務</p>
<p>2026年 10</p> <p>日 月 火 水 木 金 土</p> <p>1 2 3</p> <p>4 5 6 7 8 9 10</p> <p>11 12 13 14 15 16 17</p> <p>18 19 20 21 22 23 24</p> <p>25 26 27 28 29 30 31</p> <p>※12日は通常業務</p>	<p>2026年 11</p> <p>日 月 火 水 木 金 土</p> <p>1 2 3 4 5 6 7</p> <p>8 9 10 11 12 13 14</p> <p>15 16 17 18 19 20 21</p> <p>22 23 24 25 26 27 28</p> <p>29 30</p> <p>※3・23日は通常業務</p>	<p>2026年 12</p> <p>日 月 火 水 木 金 土</p> <p>1 2 3 4 5</p> <p>6 7 8 9 10 11 12</p> <p>13 14 15 16 17 18 19</p> <p>20 21 22 23 24 25 26</p> <p>27 28 29 30 31</p> <p>※年内(最終)は29日まで</p>
<p>2027年 1</p> <p>日 月 火 水 木 金 土</p> <p>1 2</p> <p>3 4 5 6 7 8 9</p> <p>10 11 12 13 14 15 16</p> <p>17 18 19 20 21 22 23</p> <p>24 25 26 27 28 29 30</p> <p>31</p> <p>※1月4日(月)から通常業務・11日は通常業務</p>	<p>2027年 2</p> <p>日 月 火 水 木 金 土</p> <p>1 2 3 4 5 6</p> <p>7 8 9 10 11 12 13</p> <p>14 15 16 17 18 19 20</p> <p>21 22 23 24 25 26 27</p> <p>28</p> <p>※11・23日は通常業務</p>	<p>2027年 3</p> <p>日 月 火 水 木 金 土</p> <p>1 2 3 4 5 6</p> <p>7 8 9 10 11 12 13</p> <p>14 15 16 17 18 19 20</p> <p>21 22 23 24 25 26 27</p> <p>28 29 30 31</p> <p>※22日は通常業務</p>

ごみ・資源物出しのルール ※年末のごみ持ち込みは大変混雑しますので、なるべく早い時期に持ち込むようにしてください。

- 決められた分別を守りましょう。ごみは決められた市の指定ごみ袋で出しましょう。
- ごみ・資源物は、決められた指定日の当日、朝8時30分までに出示しましょう。
- 土岐市内のご家庭から出る燃えるごみ・燃えないごみ・資源物・粗大ごみは、決められた収集日に集積場所にお出しいただくほか、ご自分で直接環境センターに持ち込むこともできます。

直接搬入受付時間	月～金(祝日含む) 8:30～16:15 (12:00～13:00除く)
直接搬入手数料額	50kgごとに 200円 ※直接搬入の場合、指定ごみ袋は必要ありません。

お問い合わせ先 環境センター TEL 55-3325

ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」

このカレンダーは、再生紙を使用しています

ごみの区分	ごみの種類	出し方
燃えるごみ 週2回	プラスチックごみ 洗剤などの容器・発泡スチロールなど	<ul style="list-style-type: none"> ○生ごみは、よく水切りをしてください。 ○木くず・木製品は、長さ1m、厚さ10cm以下に切ってください。 ○食品トレイは販売店の店頭回収、又は各支所等の回収ボックスへ。 ○ダンボール・新聞・雑誌・雑紙は、資源物になります。
	CD・DVD ゴム・皮革製のごみ 布団・ジュタン	
燃えないごみ 月2回	金属くず スプレー缶・やかん フライパンなど	<ul style="list-style-type: none"> ○飲食用のびん・缶(油等で汚れていないものは)、資源物に出してください。 ○スプレー缶や、カセットボンベ・ライター等は中身を必ず使い切ってください。穴あけは不要。 ○危険なもの(ガラス・カミソリ・包丁など)は必ず安全な方法で出してください。 ○傘の布地・ビニールは、必ず「燃えるごみ」、骨組は「燃えないごみ」に出してください。
	ガラスくず 飲食用びん以外のガラス・ガラス製品	

燃えないごみ	資源物	出し方
<ul style="list-style-type: none"> ○電子レンジ ○木製以外の家庭用品・器具 ○家電製品(小型) 	<ul style="list-style-type: none"> ○リターナブル瓶類 ○雑びん類 ○缶類 ○紙類 ○繊維類 ○ペットボトル 	<ul style="list-style-type: none"> ○びん類・缶類はキャップを取り、中を水洗いしてください。 ○リターナブルびん類は、できる限り販売店へ返してください。 ○飲食用びん以外のびん・ガラス製品・陶磁器製品は「燃えないごみ」に出してください。 ○紙類は、種類ごとに縛ってください。 ○ダンボール箱に新聞・雑誌を入れて出さないでください。 ○ペットボトルは、キャップを取り、中を水洗いしてください。

資源物 月1回

表の分類ごとに分別してください

リターナブル瓶類	一升びん、ビールびん
雑びん類	ドリンクびん、酒びん、調味料びん等
缶類	ジュースやビール、缶詰などの飲食用の缶(4ℓ程度まで)
紙類	新聞・チラシ 雑誌類 ダンボール 雑紙(食品・菓子の紙箱・包装紙など) 牛乳パック
繊維類	古着、布きれ、ぼろ布、毛布(電気毛布は除く)
ペットボトル	♻️マークがついているもの(飲料用、調味料用)

※資源物は、指定ごみ袋に入れる必要はありません。

粗大ごみ 月1回指定の日

電話で環境センターへ申し込んでください

粗大ごみシールを貼ってください

※お申し込みは3点までです

自転車

金属製の家具・器具(中型)
※指定ごみ袋(大)に入らないもの

毎月1日～14日の環境センター業務日に電話(55-3325)で申し込み後、「粗大ごみシール」を取扱店で購入し、必要事項を記入のうえ、粗大ごみ1点につき1枚を貼って指定日に指定ごみステーションに出してください。
「粗大ごみシール」は1枚500円です。
○重さ50kg程度以上のものは、収集できません。
○木製品は、壊して不燃物と分別し、「燃えるごみ」「燃えないごみ」に出してください。

資源物(随時)	食品トレイ・エコキャップ	市役所・各支所・泉公民館・泉西公民館屋外設置の回収ボックスに出してください。
有害ごみ(随時)	電池類(リチウムイオン電池を含む)	

木くずの処理業者 ウッドフューエル土岐株式会社 ☎44-9092 土岐市肥田町肥田2247-17

家電リサイクル法対象品	冷蔵庫・冷凍庫 エアコン	購入または買替えられた販売店での引取りとなります。	販売店で引取りされない場合は右の業者が対応します。	(株)愛幸商店 ☎55-5072
	テレビ 洗濯機・衣類乾燥機			衛藤産業(株) ☎44-8150
	家電リサイクル券センター ☎0120-319640			(有)ダイセン ☎55-7181
				(株)橋本 ☎0574-63-1111

市のごみ集積場に出せないごみ	パソコン	製造メーカーにリサイクル依頼をして処分してください。(詳しくは家電販売店等にお尋ねください。)	50kgごとに 300円 500円
	多量なごみ	直接、環境センターへ持ち込むか、上記の許可業者へ依頼してください。(引っ越しやかたづけ、庭木の手入れなど。)	
	事業から出る一般廃棄物(会社・商店など)	直接、環境センターへ持ち込むか、上記の許可業者へ委託してください。	
産業廃棄物	事業者が自己処理することが原則です。(環境センターで承認を受けたものだけ直接搬入できます。)		

市で収集・処理できないもの

タイヤ バッテリー スプリング入りマットレス・ソファ バイク 温水器 薬品・農薬 消火器 塗料・オイルのついた缶

※その他農機具・ガスボンベ・ドラム缶・大型モーター・エンジンなど、処理が困難・危険なもの。
※スプリング入りマットレス・ソファは、布地とスプリングを分別された場合、搬入できます。

環境センターで処理できません。購入先などに引き取ってもらってください。